

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 記載要領等 | 営農困難時貸付けに関する届出書 |
|-------|-----------------|

## 《使用目的》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください（この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。）。

## 《提出期限》

この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から 2 月以内です。

## 《記載要領等》

- 1 贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」の文字を、相続税について届出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 3 この届出書の添付書類は『「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧』のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 4 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から 3 年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

| 税 目 | 贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人                                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 贈与税 | 平成 6 年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）          |
| 相続税 | 平成 17 年 3 月 31 日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成 4 年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。） |

- 5 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。